

ご存知ですか？「住宅改修費支給制度」

介護保険では、要支援・要介護の認定を受けた被保険者がご自宅で生活しやすくするためのサービスとして、心身の状況や住宅の状況等から小規模な住宅改修が必要であると町（保険者）が認めた場合、実際に住民登録し居住をしている住宅についてのみ改修費用を支給しています。

あらかじめ事前申請が必要となり、1住宅につき改修に要した費用の補助対象上限額は20万円です。例えば、20万円の住宅改修工事をされた場合、負担割合が1割の方は支給額が18万円（9割）、負担割合が2割の方は16万円（8割）、負担割合が3割の方は14万円（7割）で、利用者の自己負担が2万円（1割）、4万円（2割）、6万円（3割）となります。なお新築・増築の場合、また改修後の申請は支給対象となりませんのでご注意ください。詳しくは健康福祉課医療介護保険室 介護保険担当までお問い合わせください。

支給対象となる住宅改修の種類

- 1 廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置
- 2 段差の解消のためのスロープ設置など
- 3 滑り防止などのための床または通路面の材料の変更
- 4 引き戸などへの扉の取り替えなど
- 5 洋式便器などへの便器の取り替え
- 6 上記（1～5）の改修にともなって必要となる工事



○お問い合わせ先 医療介護保険室（内線609）

「受動喫煙のない社会づくり」～5月31日は世界禁煙デー～

毎年5月31日は「世界禁煙デー」として世界保健機関（WHO）によって定められています。

また、5月31日～6月6日は厚生労働省により「禁煙週間」として定められています。

たばこは肺がん、COPD※など、多くの疾患の危険因子となります。COPDは動いた時の息切れ、咳、痰などの症状が現れ、進行すると呼吸不全や心不全などの命に関わる病気を引き起こします。令和5年度における最上町国民健康保険特定健診受診者の喫煙率は16.6%（県13.1%）、そのうち男性は29.1%（県22.8%）、女性は3.4%（県4.4%）となっており、県と比較して特に男性の喫煙率が高い状況です。この機会に、禁煙やご自身の喫煙習慣について見直してみましょう。

また、改正健康増進法により、公民館などの公共の施設を含む多くの施設において「原則屋内禁煙」が義務化されています。受動喫煙のない社会づくりに向け、ご理解・ご協力をお願いします。

※COPD（慢性閉塞性肺疾患）とは

タバコ、粉じん、大気汚染などの有害な空気を吸い込むことによって、空気の通り道である気道（気管支）や、酸素の交換を行う肺胞などに障害が生じる病気です。

○お問い合わせ先 健康福祉課健康づくり推進室（内線606）

「認知症になっても安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指して！

いろいろな原因によって脳の細胞が死んでしまったり、はたらきが悪くなったりすることで、様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態のことを「認知症」といいます。全国的に高齢化に伴い今後認知症の人が増加することが見込まれています。令和6年1月に認知症基本法が施行され、認知症になったら何もできなくなるのではなく、できること・やりたいことがあり、社会と関わり自分らしく暮らすことができるとする考え（新しい認知症観）が示されました。この新しい認知症観を国民一人ひとりが自分ごととして理解することが大切です。

「何かおかしい?」「もしかしたら…」と気づいたら、できるだけ早くかかりつけ医や地域包括支援センター等の相談機関に相談し、専門家の助言を受けることが大切です。また町では「認知症になっても安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指し、認知症に関する様々な事業に取り組んでいますのでご参加ください。

【認知症に関する事業について】

- ・介護予防教室
- ・認知症サポーター養成講座
- ・もの忘れ相談、成年後見制度相談会
- ・認知症カフェ事業
- ・認知症初期集中支援チーム事業
- ・徘徊高齢者おかえり安心登録事業等

【認知症の相談窓口】

地域包括支援センターは、認知症が疑われる人や介護に関する悩み、健康、生活に関する悩み等の相談窓口です。「どこに相談するのかわからない」といったお悩みも、まずはご相談ください。65歳未満で発症した若年性認知症の方の相談も対応いたします。また、地域包括支援センターには認知症地域支援推進員（※）を配置しています。

（※）認知症地域支援推進員とは、地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所・地域の支援機関をつなぐ役割を担い、認知症の方やその家族を支援します。

○お問合せ先 地域包括支援センター（内線602）

令和7年度から带状疱疹ワクチンの接種費用の助成が始まりました

带状疱疹ワクチンは、山形県医師会に加入している医療機関で接種可能です。医療機関に置いている予診票を使用し、ワクチン接種を受けてください。ただし、同ワクチンを取り扱っていない医療機関もございますので、事前に予防接種を受ける医療機関へお問い合わせ下さい。

令和7年度助成対象者（過去に接種したことがある方は対象外です）

最上町に住所を有する①②③に該当する方（※対象者一覧をご確認ください）

- ①令和7年度内に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
- ②100歳以上の方（令和7年度のみ対象）
- ③60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある方

※<対象者一覧> *生活保護の方は、事前に健康センターへ申請が必要です。

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	100歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日

助成（接種）期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

助成額 生ワクチン ⇒ 接種1回に限り、3,000円の助成

組換えワクチン ⇒ 接種1回につき、10,000円の助成

ワクチンの内容

下記2種類のワクチンが定期予防接種の対象となります。接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なります。接種を希望する方は、下記をご覧ください、いずれかを選択してください。

	生ワクチン	組替ワクチン	
接種回数（接種方法）	1回（皮下注射）	2回（筋肉内注射）	
接種スケジュール	—	2か月以上の間隔をおいて2回接種	
接種できない方	免疫が低下している人は接種不可	—	
効果	接種後 1年時点	6割程度の予防効果	9割程度の予防効果
	接種後 5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
	接種後 10年時点	—	7割程度の予防効果
主な副反応の発現割合	70%以上	—	とうつう疼痛
	30%以上	発赤	発赤、筋肉痛、疲労感
	10%以上	そう痒感、熱感、腫脹、疼痛	頭痛、腫脹、悪寒、発熱、胃腸症状
	1%以上	発疹、倦怠感	そう痒感、倦怠感、その他の疼痛

※厚生労働省で作成した説明書より引用しています。 ○お問い合わせ先 健康福祉課健康づくり推進室（内線606）